

本明川河川敷を利用した社会実験！ ～都市・地域再生等利用区域を活用した “幻の高来そば” 栽培の取り組みについて～

福村 勇太¹

¹九州地方整備局 長崎河川国道事務所 河川管理課 (〒851-0116 長崎県長崎市宿町316-1)

諫早湾干拓事業により本明川の管理区間が約7km延伸して今年で12年が経つ。延伸された干陸地（広大な高水敷）の現状と、干陸地を利用して、地域住民が主体となって取り組んでいる都市・地域再生等利用区域の指定に向けた活動と今後の展望について述べる。

キーワード 河川の利活用、河川管理、都市・地域再生等利用区域

1. 本明川の概要

(1) 本明川の特徴

本明川は、平成20年4月に諫早湾干拓事業完了に伴い、管理区間が約7km延伸した。本明川は市街部を中心に、市民の貴重な水辺空間として広く親しまれており、本明川を活かして地域の魅力向上につながる「かわまちづくり」にとりくんでいる。(図-1)



図-1 本明川 国管理区間

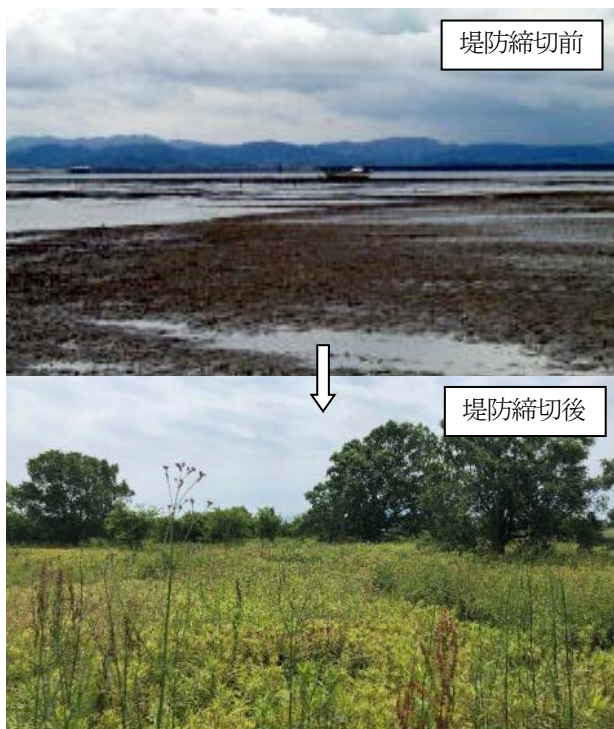


写真-1 干陸地の変遷

(2) 河川管理上の課題

諫早湾干拓事業による潮受堤防の閉め切りにより、本明川左岸には広大な干陸地（約220haの高水敷）が生じた。広いところでは堤防から1kmを超える陸地となり、通常の河川では考えられないような範囲の高水敷の管理が必要となっている。

しかし、河川の堤防等とは違い、維持管理を目的とした除草等行われなことから、樹木、雑草が繁茂、荒地化しユスリカなどの害虫が大量に発生した時期もあり、近隣住民からは苦情が寄せられていた。(写真-1)

2. 干陸地での多様な取り組み

(1) 維持管理、利活用について

現在、干陸地の適正な維持管理及び河川の利活用の推進に向けて、河川協力団体との意見交換会や、各行政機関（国交省、農水省、長崎県、諫早市、雲仙市）による「本明川水系施設管理等協議会」を設立し、干陸地の維持管理及び河川の適正な利活用の推進を目指し、調整と連携を図っている。

また、河川協力団体を中心に河川で活動を行う団体や地元企業、地域住民が一体となって高水敷の除草や河川

美化活動を実施している。(写真-2)



写真-2 河川美化活動風景

広大な干陸地での地域の取り組みとして、近年活発化している河川管理者と地域住民が共同で実施している干陸地の利活用について紹介する。(図-2)

・ボート競技

潮受堤防の閉め切りにより生まれた直線7kmの河川は、全国でも数少ない淡水域で直線コースが確保できることが判明した。ボートの練習場として適しており、県内の高校生や国体チームの練習を行ったり、他県の大学や実業団チームも合宿を実施。現在ではボートの日本代表合宿にも使用されるなど全国的に注目度の高い練習場となっている。

・クロスカントリーコース

干陸地は元々海に浸かっていた陸地で軟弱地盤であり、車の進入ができなかったため管理用通路を造成した際に、舗装されていない道路が長崎陸上競技協会の目にとまりクロスカントリーコースに適していることが判明した。現在では県内チームの練習や、県外から陸上関係者が視察に訪れるなど注目を浴びている。

・コスモス栽培(干陸地フラワーゾーン)

本明川の河川協力団体「拓生会」は、河川敷の除草及びコスモスの花300万本の植栽を行っており、河川敷の一部を市民の憩いの場として河川敷の一部管理している。近接していることもあり、秋にはコスモスとそばの花によるピンクと白のコントラストが美しい。秋には前述したコスモスマつりを主催し、県内外より約2万人以上の来場者が訪れにぎわいを見せている。

・そば栽培

「幻の高来そば」と呼ばれる諫早市高来町に古くから伝わる地域のそばを干陸地で栽培する試みが始まり、そばの栽培販売が可能となるよう、河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定を目指し関係機関と協議を行っている。

干陸地の維持管理及び利活用の更なる発展を見込める本取り組みについて次項より詳細に紹介する。

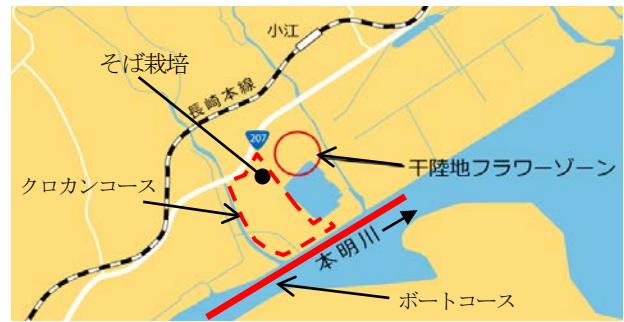


図-2 そば栽培と周辺環境の位置関係

(2) 幻の高来そばについて

(a) そばづくりの継承

諫早市高来町は、多良山麓を背に扇状の傾斜地と裾野に広がる平坦地からなり、高齢化・兼業化が進む地域である。「幻の高来そば」は、この地域の在来種と言われており、小粒で粘度が高く、香りが強いのが特徴。製粉業者等からは「幻のそば」と高評価を得ていたものの、この高来町金崎地区の農家約28軒で先祖代々で受け継がれてきたそばだったが、農業人口の減少と高齢会により、栽培をやめる農家が増えそばは途絶えつつあった。

しかし、素晴らしいそばを途絶えさせはならないと平成22年、高来町青年団OB約30人が中心となり「幻の高来そば振興協議会」を設立、残ったそば農家から約100kg弱の種子を譲り受け、種子を元手にそばの生産から加工、販売まで行えることとなった。(写真-3)



写真-3 幻の高来そば

(b) そば栽培の開始、課題

諫早市高来町内で栽培を開始、耕作放棄地を活用し16haの農地を確保した。しかし、現状確保できた農地では高来町内で消費する程度の収穫しか見込めず、町内での栽培面積拡大には限界があり、地域振興拡大の支障となっていた。

(c) 栽培面積に関する解決策

栽培面積拡大の為、注目されたのが諫早市高来町に隣接する国土交通省の管理する干陸地であった。干陸地と同質の土壌で栽培したそばの実から生産するそばは良質であることを確認しており、その土壌を持つ干陸地は

220haの面積を誇り、土地を有効活用するのにそばの栽培は最適な場所と考えられたため、平成29年河川管理者である長崎河川国道事務所と相談があった。河川管理者としても広大な干陸地の適切な維持管理に頭を悩ませており、そば栽培は地域に資する可能性が高い有効な手段だととらえ、協力を実施する方向で話がまとまった。

3. 干陸地のそば栽培による地域活性化の取り組み

河川区域で収益をあげるそばを栽培する為には、以下の課題があり、通常では占用を許可することができないが、都市・地域再生等利用区域の指定(図-3)を実施できれば栽培が可能となるため解決方法の検討を行った。

・課題

今回実施するそば栽培は、加工・販売を前提としており、「河川区域内でのそばの販売行為等」は、営利目的にあたり河川法の規定により禁止されている。地域の観光資源になる可能性は高いが、現状では占用許可は与えられない。

・解決方法

この解決のため、以下の①～④の手順で合意が得られればそばの栽培が河川区域内で可能になると整理した。

- ①「河川敷地占用許可準則」による「特例」を利用すると河川区域内での販売用そばの栽培が可能となる。
- ②「特例」を利用する為に「都市・地域再生等利用区域(そば栽培等の区域の指定(以下、区域の指定))」を受ける必要があり、あらかじめ「河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会を設置し、協議会が主体となり実効性の確認のための検証(一時占用による社会実験)と地域の合意形成を行うことで区域の指定が可能となる。
- ③検証と地域の合意形成完了後、諫早市から河川管理者へ区域指定の要望書の実施する。
- ④区域指定完了後、諫早市から占用許可申請を行い、「特例」に基づく許可を受けることができれば、本格実施者(公募)との使用契約を締結し、そばの販売事業が本格的に実施可能となる。

都市・地域再生等利用区域の指定の流れ

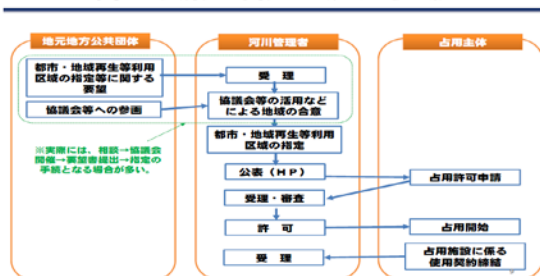


図-3 都市・地域再生等利用区域の指定の流れ

整理された条件を元にそば栽培を実施するため、本明川河川敷の河川空間を活用し「幻の高来そば」の栽培等にかかる取組について、地域の合意形成を図ること及び「幻の高来そば」による地域振興を目的に、長崎県、諫早市、諫早市商工会、地域関係団体等を構成員とし、河川管理者(国交省)をオブザーバーに加えた本明川「幻の高来そば」検討協議会を平成30年3月に設立。活動を開始した。(写真-3)



写真-3 本明川「幻の高来そば」検討協議会風景

(1) 検証(社会実験)の成果について

協議会の設立から令和2年6月までの間の実験の成果は次のとおりである。(現在3年目の検証を実施中)

- ・1年目・8月に種を蒔き11月に収穫。
台風の襲来や河川敷地の排水性が悪い等栽培条件が整っておらず圃場の準備不足により減収し、損益分岐点を大幅に下回った。土壌は良いため、今後耕耘作業を繰り返しながら優良な圃場環境を整え、更なる収量増加の為、年2回の収穫(春、秋)の可能性を模索していく。
- ・2年目・年2回の収穫を実施。春作は雑草の繁殖によりそばの生育が阻害され、収量が望めない為今後春作は断念。秋作は、台風の襲来や長雨等の影響で収量不足の懸念はあったが、播種後の天候に恵まれ目標に近い収穫を迎えることができた。次回より各種対策(排水不良・強風・早霜・受粉昆虫・雑草各対策)を実施できれば損益分岐点を超え安定的な収穫が見込める状況に近づいた。
- ・3年目・過去2年間の経験を踏まえ実験を継続中。今回で安定した栽培方法を確立し、検証を終え要望書を提出し区域指定を行う予定。

(2) 「幻の高来そば」の普及に向けた取り組み

そばをつくるだけでは地域活性化を促すことはできない。そばが認知されてこそ大きな地域資源となりうる為幻の高来そば振興協議会が行っている知名度向上に向けた取り組みを紹介する。

(a) クラウドファンディングによる飲食店舗の設置

地域の行事等でのそばの振る舞い、打ったそばを振興協議会の会員が経営する直売所で販売する機会はあったが、常設店舗が存在していなかった。そこで、直売所横に店舗を設立する為にクラウドファンディングによる資金調達を実施。賛同者多数により成立し店舗をオープンさせた。現在は常時食することが可能となる。

(b) インターネットによるそばの販売

地域に販売するだけではそばの知名度は限定的である。そこでインターネットを活用し、そばの生麺、乾麺等の販売を開始。全国に配送を可能としている。

(c) 新そばまつり・そば打ち体験会等各種イベント実施

独自にイベントを開催し知名度向上につなげる活動を実施。新そばまつりでは、毎年そばの収穫が終わった直後に開催し、準備する約3000食は毎年完売。そばの普及に努めている。

(d) 諫早市各イベントへの参加

諫早市内で行われるイベントに積極的に提供も行っている。諫早市・雲仙市内を干拓堤防内の調整池を眺めながら42kmを完歩する「諫早・雲仙ウルトラウォーキング」では、全国からの多数の参加者にそばをふるまい好評を博している。

また、高来町で毎年秋に開催され2万人規模の集客があるコスモスまつりにも出店を実施し、毎回完売するなど人気を集めている。まつりの中で実施される人気イベント、そばの早食い競争にもそばを提供しまつりの風物詩として定着しつつある。

(e) メディアへの露出について

活動が活発になるに従い、県内のメディア（テレビ、新聞等）にも毎年頻繁に取り上げられるようになり、長崎県内の食の名物を目指し歩みを進めている状況である。

(3) 地域と河川管理者のメリット

そば栽培を主とした都市・地域再生等利用区域の指定が進めば更なる利活用が推進されると予測される。国と地域の連携が進み距離が縮んだ結果、信頼関係が構築され、干陸地の適切な維持管理が行いやすい環境が整う。

4. 今後の展望

現在、そばの実の栽培・そばの販売に限った検証を実施している段階だが、今後更なるそば栽培に関する展望を以下に述べる。

(1) そばの実を活用した新商品開発

そばの実をそばとして食すだけでなく、今後新たな

そばの実を使用した商品開発（まんじゅう、かりんとう、ぼうろ等）を諫早市商工会議所とも連携しながら行っている。諫早市の新名物を新たに創造し、更なる商品価値の向上を目指している。

(2) 周辺環境を巻き込んだ地域発展

そばの実の栽培地周辺には既に干陸地を有効活用した取り組みが進んでいる。今はまだ各々単独での魅力しか持っていないが、それらをつなぐことで新たな魅力が創出され、（例えば、ボート競技、クロスカントリーコースの利用等におけるそばの販売、ふるまい、コスモスとそばの花(写真-5)による巨大フラワーゾーンの構築など）今後、相乗効果が発生する可能性があり地域から期待されている。

5. まとめ

河川管理者の手が及ばない害虫の発生する荒れ地の環境を持っていた干陸地が、地域の利活用が推進されることにより地域にとって有益な土地へと変貌を遂げようとしていることから、広大な干陸地の維持管理を行うには地域の力が不可欠である。このような状況の中、「都市・地域再生等利用区域」の指定は、これまで不可能だった河川区域での民間による営業活動を可能にし、河川法により定められた枠を超え自由な発想を用いて河川敷地の適切な維持管理を地域と河川管理者が協働で行う為にとっても意義のある制度と言える。区域が指定され河川のオープン化が進めば、更なる干陸地の活用方法も考えられる。

荒れ地であった干陸地の環境が改善される上、地域住民が維持管理することで住民間の結束が強まり、さらには、地域振興の一翼を担える新たな観光拠点が形成されるなど、三方良しの関係が構築される環境が整っていく期待が高い。

地域一体の適切な河川の維持管理ができる方法を模索する中、河川管理者として連携し、官民一体となって各種課題の解決を行いながら活動を展開していきたい。



写真-5 コスモスとそばの花